都道府県 各 指定都市 民生主管部(局)御中 中 核 市

厚生労働省子ども家庭局保育課

押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の 一部を改正する省令の施行に伴う事務連絡様式の見直しについて

押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第208号)が公布・施行されたことを踏まえ、当課から事務連絡でお示しした様式についても、国民や事業者等の押印等を不要とする等、所要の見直しを行いました。

つきましては、内容は下記のとおりですので、御了知の上、管内市町村(特別区を含む。) を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、対応に遺漏のないよう お願いいたします。

記

第1 様式の改正

- (1) 次に掲げる事務連絡の様式中、「印」を削る。
 - ① 幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例の具体的な運用について(平成25年8月14日付け事務連絡)別添2の別紙1
 - ② 「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備 に関する法律」等の施行に伴う保育士の登録等に関する運用について(令和2年8 月6日付け事務連絡)別添1及び別添2

第2 経過措置

改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、当該改正後の様式によるものとみなすものとすること。

また、旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる ものとすること。